

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（法律番号79）が、段階的に施行され、そのうち「書面交付の原則デジタル化」（「書面交付義務」から「情報の提供等」に抜本的に見直し）に関する金融商品取引法の改正条文は2025年4月1日に施行されました。

併せて「金融商品取引業等に関する内閣府令」および日本証券業協会の関連諸規則も改正され、同じ2025年4月1日に施行されました。

この改正に伴い『特別会員証券外務員二種対策問題集』を、次のように訂正します。

【第2章 金融商品取引法】

● p.12【問題18】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等が、金融商品取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、必ず契約締結前の情報の提供を行わなければならない。

● p.12【問題19】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等が、特定投資家との間で取引を行う場合は、契約締結前の情報の提供義務等に加え、損失補填の禁止等の行為規制が適用除外となる。

● p.12【問題22】の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、最良執行方針等を定め、公表し、これに従って注文を執行しなければならないが、最良執行方針等に係る情報を提供する必要はない。

● p.13【問題18】の解説文を差し替え

過去1年以内に同種の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合など、契約締結前の情報の提供の適用除外とされるケースもある。また、特定投資家には、情報の提供義務はない。

● p.13【問題19】の解説文を差し替え

特定投資家に対しては、契約締結前の情報の提供義務は適用除外されるが、損失補填等の禁止等、市場の公正確保を目的とする行為規制は適用除外されない。

● p.13【問題22】の解説文を差し替え

金融商品取引業者等は、最良執行方針等を定め、公表し、情報を提供し、注文を執行しなければならない。

● p.27【問題73】に下記の解説文を追加

なお、一定の要件を満たす場合、当該目論見書の交付に代えて、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供できる。

● p.30【問題83】の八の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときには、顧客に対し、契約後遅滞なく、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。

● p.31【問題83】の八の解説文を差し替え

金融商品取引契約を締結しようとするときには、あらかじめ、金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。

【第4章 協会定款・諸規則】

● p.46【問題7】の問題文を差し替え

特別会員は、投資信託の受益証券の募集に当たっては、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

● p.47【問題7】の解説文を差し替え

なお、書面の交付に代えて、電磁的方法により提供できる。預金等との誤認

防止のために説明する事項とは、預金等ではないこと、預金保険法に定める保険金の支払い対象にならないこと、元本の返済が保証されていないことなどである。

● p.50【問題29】の問題文を差し替え

契約締結時等交付書面による報告は、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送することを原則としている。

● p.51【問題27】の解説文に下記文章を追加

なお、照合通知書の交付等に代えて、電磁的方法により提供できる。

● p.51【問題29】に下記の解説文を追加

なお、協会員は、契約締結時等交付書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は契約締結時等交付書面の交付等を行ったものとみなされる。

● p.61【問題65】の解説文に下記文章を追加

協会員は、約款に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は約款の交付等を行ったものとみなされる。

● p.71【問題78】の口の解説文に下記文章を追加

なお、照合通知書の交付等に代えて、電磁的方法により提供できる。

● p.75【問題82】のイの解説文を差し替え

協会員は、約款に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は約款の交付等を行ったものとみなされる。また、外国証券の取引に関する契約の締結については、申込書を顧客から受け入れる方法又はその他協会員が定める方法により、当該顧客から申込みを受けた旨が確認できるようにしなければならない。

【第8章 CP等短期有価証券業務】

● p.139【問題12】の解説文に下記文章を追加

なお、約款の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。

【第9章 その他の金融商品取引業務】

● p.141【問題6】に下記の解説文を追加

協会員は、約款に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は約款の交付等を行ったものとみなされる。

【模擬想定問題 2】

● p.166問10の口の問題文を差し替え

特別会員は、契約締結時等交付書面を交付するときは、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に出向いて、直接手渡すことを原則としている。

● p.172問10の口の解説文を差し替え

契約締結時等交付書面による報告については、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送することを原則としている。なお、協会員は、契約締結時等交付書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は契約締結時等交付書面の交付等を行ったものとみなされる。

以上